

岩手県内港湾におけるコンテナ貨物の取扱い

による経済波及効果分析結果等更新業務 業務仕様書

1 業務名

岩手県内港湾におけるコンテナ貨物の取扱いによる経済波及効果分析結果等更新業務

2 目的

釜石港及び大船渡港におけるコンテナ定期航路の就航が、釜石市内、大船渡市内、岩手県内にそれぞれもたらす効果を定量的に、かつ、最新の情報を把握するため、令和3年度に実施した「釜石港におけるコンテナ貨物の取扱いによる経済波及効果分析等業務」（左記発注者：釜石港湾振興協議会）及び「大船渡港におけるコンテナ貨物の取扱いによる経済波及効果分析等業務」（左記発注者：大船渡港物流強化促進協議会）（以下、両業務委託を併せて「令和3年度業務委託」という。）で得られた成果品について、最新の情報により更新作業を行う。

3 業務の内容

(1) 経済波及効果分析

ア 基礎データの更新

令和3年度業務委託において本件業務や集貨拡大に向けた取組の基礎として作成した、岩手県内を発着地とするコンテナ貨物の内容及びその利用港湾に関する基礎データについて、発注者から貸与する令和3年度業務委託の成果品及び令和5年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査の結果を踏まえて更新する。

イ 実績値・目標値による経済波及効果分析

釜石港及び大船渡港におけるコンテナ取扱貨物量の実績値及び目標値を用いて、令和3年度業務委託で実施した経済波及効果分析結果の更新作業を行う。

(ア) 対象数値（詳細な内容は発注者から貸与する。）

令和5年実績値及び令和8年目標値※

※ いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー政策推進プランー

令和8年の目標数値（コンテナ取扱貨物量（実入り））

釜石港：10,764TEU

大船渡港：6,736TEU

計：17,500TEU

(イ) 対象産業

a 釜石港

- ・ 港湾関連産業（釜石市内の港湾運送事業・倉庫業等、岩手県内の道路貨物運送業）
- ・ 港湾依存産業（釜石港の荷主又は荷主候補である製造業、小売・卸売業）

等)

b 大船渡港

- ・ 港湾関連産業（大船渡市内の港湾運送事業・倉庫業等、岩手県内の道路貨物運送業）
- ・ 港湾依存産業（大船渡港の荷主又は荷主候補である製造業、小売・卸売業等）

(ウ) 分析内容

a 釜石港

- ・ 経済波及効果 [釜石市、その他の県内各市町村]
- ・ 雇用創出効果 [同上]
- ・ 税収効果 [釜石市、その他の県内各市町村、県]

b 大船渡港

- ・ 経済波及効果 [大船渡市、その他の県内各市町村]
- ・ 雇用創出効果 [同上]
- ・ 税収効果 [大船渡市、その他の県内各市町村、県]

ウ 岩手県内へのコンテナ定期航路の就航による便益の考察の更新

令和3年度業務委託で実施した、岩手県の港湾におけるコンテナ貨物の取扱いが県内企業にもたらす便益の考察について、最新の情報により更新する。

(2) 集貨拡大を図るための有効な取組の提示

ア 課題や方向性の概括的整理

令和3年度業務委託で概括的に整理した、コンテナ貨物の一層の釜石港・大船渡港への集荷拡大を図るうえでの課題や方向性について、最新の情報により更新する。なお、整理更新に当たっては、集貨拡大の主要な対象となる貨物を定めることとし、2～3品目を発注者との協議により選定するものとする。

イ 有効な取組の提示

アを踏まえ、コンテナ貨物の集貨拡大を図るための有効な取組を提示する。

4 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5 成果品及びその納入先

(1) 成果品

ア 報告書等

(ア) 報告書

- ・ 釜石港 5部
- ・ 大船渡港 5部

(イ) その他

- ・ 報告書の参考資料 一式

- ・ 報告書及び参考資料のデータ（電子媒体） 一式

イ 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとし、受注者は、発注者が承認した場合を除き、発注者の成果品を公表してはならない。

ウ 成果品の提出期限

履行期間の末日とする。

なお、当該期限にかかわらず、参考資料及びデータ（電子媒体）については、受注者は、発注者の求めに応じ、随時提出することができる。

(2) 納入先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部港湾空港課

6 業務の処理

(1) 受注者の業務

受注者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。

(2) 業務指示

受注者は、発注者と連絡を密にし、十分協議の上、発注者の指示に従わなければならない。

(3) 業務報告

受注者は、業務の進捗に応じて、業務の区分ごとに、かつ、定期的に報告を行わなければならない。

(4) 情報の取扱い

① 発注者は、業務の実施に当たって統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づく電磁的記録媒体による調査票情報の利用が必要となる場合、その利用に係る手続きを行うものとする。

② ①に掲げる調査票情報の取扱いについては、発注者が別に定めるものとする。

(5) 資料の収集及び使用制限

発注者が貸与する以外の業務に必要な資料については、受注者がその収集、整理及び開設を行うものとし、発注者は業務の遂行に協力するものとする。

なお、発注者から貸与された資料について、受注者は、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(6) 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に情報を漏洩してはならない。

(7) 疑義

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けなければならない。

(8) 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了において、失策及び不備が発見された場合、速やかに報告書の訂正をしなければならない。

なお、発注者の責に帰すべき場合を除くほか、これに要する費用は、受注者の負担とする。